

## 出向社員の未払い賃金を全額支払え！ 「申」第22号 出向者への未払い賃金に関する申し入れを提出！

昨年末、組合員の出向先である株式会社シムックスにおいて追給が二件発生したことが明らかになりました。いずれも超勤手当の未払いであり、本人からの確認や申告により発覚したものでした。出向会社における未払い賃金に関する問題は、CMC（セントラルメンテナンス株式会社）、SMT（新幹線メンテナンス東海）、双葉鉄道工業株式会社など過去にも発生していました。

本部は2008年10月15日に「申」第14号で申し入れをし協議を行ってきました。会社は再発防止に努めるとしていましたが、四度発生したことは単に出向会社のミスでは済ませられない問題です。しかも、会社は未払い賃金について、労基法の時効を理由にして、2年間の未払い賃金しか出向会社に請求しないと回答しており、申し入れでは会社の責任として、全出向期間の未払い賃金を支払うよう求めました。

1. 過去に発生した全てのケースを改めて示すこと。
2. 原因について、就業規則の正確な提示をはじめとした雇用契約に関わる事務的な引き継ぎなどに問題はなかったのか明らかにすること。
3. 再発防止対策を具体的に明らかにすること。
4. 全出向会社に対して実態調査を行い、調査結果を開示すること。
5. 出向会社への賃金請求について、労基法115条に定める賃金債権の消滅時効があるとし、2年間の賃金しか請求しないと回答している。しかし、民法第145条には「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」とあるように、賃金請求に対して労基法115条を援用する、しないは出向会社の判断であると考えるが、見解を示すこと。
6. 賃金は労働者にとって最も重大な労働条件であり、賃金の未払いによって受ける組合員の損益は計り知れないと言える。したがって、全出向期間の未払い賃金を会社が責任を持って全額支払うこと。